

パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「（仮称）工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定による茅ヶ崎市準則条例の考え方（素案）」について

※ パブリックコメントとは、市長等が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民のみなさまから寄せられたご意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

ご意見の募集期間

令和 3 年 6 月 2 5 日（金）～ 令和 3 年 7 月 2 7 日（火）

お問い合わせ：経済部 産業振興課 商工業振興担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市

(仮称)工場立地法第4条の2第1項の規定による茅ヶ崎市準則条例の考え方(素案)



1. 工場立地法の概要について

工場立地法(以下、「法」といいます。)では、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ、適正に行われることを目的として、準則等により生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等ならびに環境施設の配置等について、事業者が守るべき基準を定め、一定規模以上の工場(以下、「特定工場」といいます。)を新設または変更する際、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

■「環境施設」について

緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして法施行規則第4条で定めるものをいいます。例としては、噴水、池、屋外運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等があります。

■「特定工場」について

製造業または電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除きます。)の業種で、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡以上の工場をいいます。

2. 制定の背景

敷地面積に対する緑地面積率および環境施設面積率は、平成10年の改正法施行以降、地域の実情に応じて国が定める範囲で基準値を強化あるいは緩和した内容の地域準則を定めることができるようになりました(法第4条の2第1項)。

これにより、神奈川県では、平成13年に第一種区域(住居系、商業系区域)、及び第三種区域(工業系区域)について、県準則条例を制定しています。

その後、平成24年には第2次地方分権一括法により、地域準則の条例制定権限が本市にも移譲されたことを受け、令和4年3月31日をもって県準則条例(平成29年4月廃止)が適用できる5年間の経過措置期間が満了となることも踏まえ、地域準則を定める条例(以下、「市準則条例」といいます。)の制定手続きを進めることとしました。

【地域準則条例で設定可能な基準値】

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域(準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域(工業地域、工業専用地域)	第一種区域～第三種区域以外の区域
環境施設	25%超～ 35%以下	15%以上～ 30%以下	10%以上～ 25%未満	10%以上～ 30%以下
うち緑地	20%超～ 30%以下	10%以上 25%以下	5%以上 20%未満	5%以上～ 25%以下
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率 (区域の区分にかかわらず)50%以内				

■「重複緑地」について

樹木又は芝その他被植栽植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の当該緑地をいいます。例としては、屋上の緑化、パイプ下の芝生、藤棚下の駐車場があります。

3. 現状と課題および方向性について

本市では、企業等立地等促進条例（ビルドアップ茅ヶ崎2nd）により、企業誘致や設備投資の促進に取り組んでいることを踏まえ、地域経済活性化の観点から事業者が操業しやすく、事業活動の継続と活性化のための環境整備が重要であると認識しています。

現在、本市は第二種区域に1工場、第三種区域に14工場、合計15の特定工場があり、これらの工場では、新たな敷地の拡張は難しく、敷地内の自由なレイアウトの余地も少ないことから、新たに生産施設を建設する等大幅な事業拡大が行いづらいという課題があります。

これらの工場が抱える課題を解決する事で、新たな設備投資の促進による生産性向上と事業活動継続を後押しすることとなり、雇用の維持や地域経済の活性化、ひいては安定的な税収確保に繋がることを見込めることから、工場の課題解決に資する方向で市準則条例を制定することが必要であると考えます。

4. 市準則条例における基準値設定について

これらの現状と課題を踏まえ、市準則条例（素案）では、市内の特定工場の課題を解決し、地域経済の活性化を図る観点から、現行の県準則条例から緩和した基準値を提案します。

【市準則条例素案の内容】

現行	第一種区域 (第二・三種区域として設定できる区域以外)	第二種区域 (準工業地域)	第三種区域 (工業専用地域・工業地域)	第四種区域 (第一・二・三種以外の区域)
	(県準則条例) 環境施設 30% うち緑地 25%	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%	(県準則条例) 環境施設 20% うち緑地 15%	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%
(国準則) 重複緑地算入率 25%				
素案	第一種区域 (第二・三種区域として設定できる区域以外)	第二種区域 (準工業地域)	第三種区域 (工業専用地域・工業地域)	第四種区域 (第一・二・三種以外の区域)
	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%	(市準則条例) 環境施設 12.5% うち緑地 7.5%	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%
(市準則条例) 重複緑地算入率 50%				

この基準値で条例を制定した場合、市内特定工場が利活用できる敷地が増え、設備投資の促進と事業継続の後押しにつながる地域経済の活性化に主眼を置いた環境整備が可能になるものと考えます。

5. 緑地面積率等の基準緩和の影響について

法準則第4条では、環境施設について、地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように環境施設面積のうち15%を工場敷地境界周辺部に配置すること、地域準則条例により環境施設面積率を15%未満の基準に設定した場合は、相当分の環境施設を工場敷地境界周辺部に配置することが規定されていることから、工場周辺部から緑地が減少するような状況は生じづらいです。

また、工場敷地内は、「みどりの基本計画 生物多様ちがさき戦略」や「茅ヶ崎市環境基本計画」における緑地の確保目標量には含まれないため、基準緩和による影響は少ないものと考えます。

6. 今後のスケジュールについて（予定）

令和3年 9月	パブリックコメントの意見への回答を公表
12月	市議会定例会へ条例案を提案
令和4年 1月 1日	条例公布・施行

【参考】工場立地法（抜粋）

第四条の二 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「市町村準則」という。)を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。



